



平成 29 年 11 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
代表者名 執行役員 峯村 悠吾
(コード番号 3298)

資産運用会社名
インベスコ・グローバル・リアルエステート・
アジアパシフィック・インク
代表者名 日本における代表者 辻 泰幸
問合せ先 ポートフォリオマネジメント課 甲 斐 浩 登
TEL. 03-6447-3395

規約変更及び役員を選任に関するお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した役員会におきまして、下記のとおり、規約の一部変更及び役員選任に関して、平成30年1月10日開催予定の本投資法人の第4回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約の一部変更の内容及び理由について

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づく投資主総会の招集手続における公告の省略を可能とするための定めである、本投資法人の現行規約第9条第2項に定める「一定の日」について、平成30年12月25日から平成31年12月25日に変更するため、規定の変更を行うものです（変更案第9条第2項関連）。また、かかる変更に合わせて、基準日に係る規定を変更するものです（変更案第15条第1項関連）。
- (2) 会計監査人に対する報酬の支払時期に関し、本投資法人の支払実務に即した規定に変更するものです（変更案第25条関連）。
- (3) 一般社団法人投資信託協会の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則が改正され、同規則における不動産等の定義に一定の海外不動産保有法人の株式又は出資が追加されたことに伴い、本投資法人の規約における不動産等の定義に、当該海外不動産保有法人の株式又は出資を追加する変更を行うものです（変更案第29条第1項第2号⑨関連）。また、かかる変更に伴い、資産評価の方法等につき必要な修正を加えるものです（変更案第33条第1項第6号関連）。
- (4) 不動産関連ローン等資産を新たに本投資法人の投資対象資産に追加する変更を行うものです（変更案第29条第2項第11号から第13号関連）。また、かかる変更に伴い資産評価の方法等につき必要な修正を加えるものです（変更案第33条第1項第6号及び第7号関連）。
- (5) 本投資法人が、収入金等を再投資できることを明確にするため、収入金等の再投資に係る条文を新設するものです（変更案第30条の2関連）。
- (6) 運用報酬①、取得報酬及び譲渡報酬に関し、不動産関連資産以外の一定の資産を報酬算定の対象に加えるため、必要な変更を行うものです（変更案第37条第1号、第3号及び第4号関連）。
- (7) 運用報酬②の算出に係る基準に関し、調整後EPUの算出にあたりその分子となる金額に、のれん償却額を加算する形とするため、及び本投資法人において投資口の併合又は分割が行われ

- た場合の取扱いを明確にするため、必要な変更を行うものです（変更案第37条第2号関連）。
- (8) その他、必要な表現の変更及び明確化並びに字句の修正等のために、所要の変更を行うものです。

（規約の一部変更の詳細については、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

本投資法人の執行役員峯村悠吾から、任期調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、平成30年1月10日付での執行役員1名の選任について、議案を提出いたします。

これに伴い、本投資法人の監督役員川崎英嗣から、新執行役員及び新監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありました。また、本投資法人の監督役員下門敬史から、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありました。加えて、執行役員に対する監督機能をより一層強化するため、本投資法人の監督役員の員数を1名増員する方針です。ついては、平成30年1月10日付での監督役員3名の選任について、議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任について、議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者
 峯村 悠吾（重任）
- (2) 監督役員候補者
 川崎 英嗣（重任）
 戸田 裕典（新任）
 吉田 浩平（新任）
- (3) 補欠執行役員候補者
 辻 泰幸（重任）

（役員選任の詳細については、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 投資主総会等の日程

- 平成29年11月27日 本投資主総会提出議案の役員会承認
平成29年12月15日 本投資主総会招集通知の発送（予定）
平成30年 1月10日 本投資主総会（予定）

<添付資料>

第4回投資主総会招集ご通知

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invesco-reit.co.jp/>

(証券コード 3298)

平成29年12月15日

投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
執行役員 峯村悠吾

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年1月9日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席されず、かつ、議決権行使書用紙による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：平成30年1月10日（水曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
六本木アカデミーヒルズ タワーホール
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<http://www.invesco-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づく投資主総会の招集手続における公告の省略を可能とするための定めである、本投資法人の現行規約第9条第2項に定める「一定の日」について、平成30年12月25日から平成31年12月25日に変更するため、規定の変更を行うものです（変更案第9条第2項関連）。また、かかる変更に合わせて、基準日に係る規定を変更するものです（変更案第15条第1項関連）。
- (2) 会計監査人に対する報酬の支払時期に関し、本投資法人の支払実務に即した規定に変更するものです（変更案第25条関連）。
- (3) 一般社団法人投資信託協会の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則が改正され、同規則における不動産等の定義に一定の海外不動産保有法人の株式又は出資が追加されたことに伴い、本投資法人の規約における不動産等の定義に、当該海外不動産保有法人の株式又は出資を追加する変更を行うものです（変更案第29条第1項第2号⑨関連）。また、かかる変更に伴い、資産評価の方法等につき必要な修正を加えるものです（変更案第33条第1項第6号関連）。
- (4) 不動産関連ローン等資産を新たに本投資法人の投資対象資産に追加する変更を行うものです（変更案第29条第2項第11号から第13号関連）。また、かかる変更に伴い資産評価の方法等につき必要な修正を加えるものです（変更案第33条第1項第6号及び第7号関連）。
- (5) 本投資法人が、収入金等を再投資できることを明確にするため、収入金等の再投資に係る条文を新設するものです（変更案第30条の2関連）。

- (6) 運用報酬①、取得報酬及び譲渡報酬に関し、不動産関連資産以外の一
定の資産を報酬算定の対象に加えるため、必要な変更を行うものです
(変更案第37条第1号、第3号及び第4号関連)。
- (7) 運用報酬②の算出に係る基準に関し、調整後EPUの算出にあたりそ
の分子となる金額に、のれん償却額を加算する形とするため、及び本投
資法人において投資口の併合又は分割が行われた場合の取扱いを明確に
するため、必要な変更を行うものです(変更案第37条第2号関連)。
- (8) その他、必要な表現の変更及び明確化並びに字句の修正等のために、
所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条(招集)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、平成<u>30</u>年12月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p>	<p>第9条(招集)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、平成<u>31</u>年12月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成30年10月末日及び以後隔年ごとの10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、決算期（第34条に定義する。以下同じ。）から3ヶ月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成31年10月末日及び以後隔年ごとの10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、決算期（第34条に定義する。以下同じ。）から3ヶ月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p>
<p>第25条（会計監査人の報酬の支払に関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬額は、監査の対象となる決算期毎に2,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、原則として<u>当該決算期から</u>3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>	<p>第25条（会計監査人の報酬の支払に関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬額は、監査の対象となる決算期毎に2,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、原則として<u>会計監査人から監査報告書を受領後、会計監査人の請求を受けてから</u>3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>
<p>第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>①乃至⑧ (記載省略)</p>	<p>第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>①乃至⑧ (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>①乃至⑥ (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1)乃至(10) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(11) 金銭債権（本項においては、投信法施行令に定めるものをいい、(14)に該当するものを除く。）</p> <p>(12) 株券（金融商品取引法第2条第1項第9号に定めるものをいう。）</p>	<p>⑨<u>投信法第194条第2項に規定する場合において、海外不動産保有法人のうち、資産の全てが不動産及び当該不動産に係る金銭債権等である法人（外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているものを除く。）が発行する株式又は出資</u></p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>①乃至⑥ (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(1)乃至(10) (現行のとおり)</p> <p>(11) <u>本条第1項(1)及び(2)①乃至⑤又は⑦に掲げる資産に投資することを目的とする特定目的会社（資産流動化法に定めるものをいう。）、特別目的会社その他これらに類する形態の法人等に対する貸付債権等の金銭債権（以下「不動産関連ローン等金銭債権」という。）</u></p> <p>(12) <u>不動産関連ローン等金銭債権に投資することを目的とする合同会社が発行する社債券</u></p> <p>(13) <u>不動産関連ローン等金銭債権を主として信託財産とする信託の受益権（以下、(11)乃至(13)を総称して「不動産関連ローン等資産」という。）</u></p> <p>(14) 金銭債権（本項においては、投信法施行令に定めるものをいい、<u>本項に別途定めるものを除く。</u>）</p> <p>(15) 株券（金融商品取引法第2条第1項第9号に定めるものをいう。）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(13) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で(3)乃至(7)又は(9)、(10)若しくは(12)に掲げる証券又は証書の性質を有するもの</p> <p>(14) 海外不動産保有法人に対する金銭債権</p> <p>(15) 信託財産を主として(1)乃至(14)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(16) 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に定める有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。ただし、本条において前号までに規定するものに該当するものを除く。）</p> <p>(17) 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。）</p> <p>(18) 公共施設等運営権（投信法施行令に定めるものをいう。）</p> <p>3. 乃至5. （記載省略）</p>	<p>(16) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で(3)乃至(7)又は(9)、(10)若しくは(15)に掲げる証券又は証書の性質を有するもの</p> <p>(17) 海外不動産保有法人に対する金銭債権</p> <p>(18) 信託財産を主として(1)乃至(17)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(19) 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に定める有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。ただし、本条において前号までに規定するものに該当するものを除く。）</p> <p>(20) 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。）</p> <p>(21) 公共施設等運営権（投信法施行令に定めるものをいう。）</p> <p>3. 乃至5. （現行のとおり）</p>
<p>第30条（投資制限）</p> <p>1. 前条第2項(11)に掲げる金銭債権及び(16)に掲げる有価証券は、積極的に投資を行うものではなく、余資の運用の場合には安全性及び換金性を勘案した運用を図るものとし、その他の場合は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. （記載省略）</p>	<p>第30条（投資制限）</p> <p>1. 前条第2項(14)に掲げる金銭債権及び(19)に掲げる有価証券は、積極的に投資を行うものではなく、余資の運用の場合には安全性及び換金性を勘案した運用を図るものとし、その他の場合は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. （現行のとおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第30条の2（収入金等の再投資）</u> <u>本投資法人は、運用資産の売却代金、有価証券に係る償還金、利子等、不動産に関する匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入、運営収入その他収入金を再投資することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>(1)乃至(5)（記載省略）</p> <p>(6) 有価証券（第29条第1項(3)、第2項(3)乃至(7)、(9)、(10)、(12)、<u>(13)</u>又は<u>(16)</u>に定めるもの）</p> <p>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>(7) 金銭債権（第29条第2項(11)又は<u>(14)</u>に定めるもの）</p> <p>取得価額から、貸倒引当金を控除した価格とする。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格とする。</p>	<p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>(1)乃至(5)（現行のとおり）</p> <p>(6) 有価証券（第29条第1項(2)⑨、(3)、第2項(3)乃至(7)、(9)、(10)、(12)、<u>(15)</u>、<u>(16)</u>又は<u>(19)</u>に定めるもの）</p> <p>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>(7) 金銭債権（第29条第2項(11)、<u>(14)</u>又は<u>(17)</u>に定めるもの）</p> <p>取得価額から、貸倒引当金を控除した価格とする。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) 信託財産を主として第29条第2項(1)乃至(14)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第29条第2項(15)に定めるもの） 信託の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第23号）に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が本項(6)又は(7)の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(9)及び(10)（記載省略） 2. 及び3. （記載省略）</p>	<p>(8) 信託財産を主として第29条第2項(1)乃至(17)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第29条第2項(18)に定めるもの） 信託の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第23号）に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が本項(6)又は(7)の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(9)及び(10)（現行のとおり） 2. 及び3. （現行のとおり）</p>
<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） （記載省略）</p> <p>(1) 運用報酬① （記載省略）</p>	<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） （現行のとおり）</p> <p>(1) 運用報酬① （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>＜「計算期間Ⅱ」における総資産額＞ 直前の計算期間Ⅰにおける総資産額に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した不動産関連資産の取得価格(売買の場合は当該売買に関する契約書に記載された当該不動産関連資産の取得の対価の金額、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資の場合は当該出資に関する契約に記載された出資金、本投資法人が行う合併の場合は合併により承継する当該不動産関連資産の合併時における評価額をそれぞれ意味する。ただし、消費税及び地方消費税、並びに取得又は承継に要する費用(もしあれば)を除く。以下同じ。)を加算し、処分した不動産関連資産(収用されたものを含む。)の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額(ただし、直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない不動産関連資産についてはその取得価格)を減算した額とする。</p>	<p>＜「計算期間Ⅱ」における総資産額＞ 直前の計算期間Ⅰにおける総資産額に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法人が取得した<u>①不動産関連資産、②資産流動化法に規定する特定社債券、③不動産関連ローン等資産、④海外不動産保有法人に対する金銭債権、⑤信託財産を主として②乃至④のいずれかに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権、⑥再生可能エネルギー発電設備及び⑦公共施設等運営権</u>(以下、本条において、上記①乃至⑦を総称し「<u>不動産関連資産等</u>」という。)の取得価格(売買の場合は当該売買に関する契約書に記載された当該不動産関連資産等の取得の対価の金額、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産等の評価額、出資の場合は当該出資に関する契約に記載された出資金、本投資法人が行う合併の場合は合併により承継する当該不動産関連資産等の合併時における評価額をそれぞれ意味する。ただし、消費税及び地方消費税、並びに取得又は承継に要する費用(もしあれば)を除く。以下同じ。)を加算し、処分した<u>不動産関連資産等</u>(収用されたものを含む。)の直前の決算期における貸借対照表上の帳簿価額(ただし、直前の決算期における貸借対照表上に計上されていない<u>不動産関連資産等</u>についてはその取得価格)を減算した額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 運用報酬② (記載省略)</p> <p>A : 当該決算期を最終日とする営業期間の運用に対する対価として算出される運用報酬②の金額を控除する前の当該営業期間に係る日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期利益(消費税等精算前及び運用報酬②控除前並びに負ののれん発生益控除後)に本投資法人に前営業期間における次期繰越損失があるときはその金額を填補した後の金額。</p> <p>B : 当該決算期における発行済投資口の総口数(ただし、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済投資口の総口数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとする。</p>	<p>(2) 運用報酬② (現行のとおり)</p> <p>A : 当該決算期を最終日とする営業期間の運用に対する対価として算出される運用報酬②の金額を控除する前の当該営業期間に係る日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期利益(消費税等精算前及び運用報酬②控除前並びに<u>のれん償却額加算後及び負ののれん発生益控除後</u>)に本投資法人に前営業期間における次期繰越損失があるときはその金額を填補した後の金額。</p> <p>B : 当該決算期における発行済投資口の総口数(ただし、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済投資口の総口数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとする。<u>また、本投資法人の投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総口数については、本規約の制定以降に行われた全ての併合及び分割の併合比率及び分割比率をもってこれらの併合及び分割が行われる前の口数に調整された数とする。</u>)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 取得報酬 本投資法人が不動産関連資産を取得した場合、その取得価格の1.0%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額に相当する金額（1円未満切捨て）。ただし、本投資法人が、資産運用会社の投信法に定める利害関係人等、又は資産運用会社の利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等から取得した場合においては、その取得価格の0.5%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。また、本投資法人が行う合併における不動産関連資産の承継については、その取得価格の0.5%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額に相当する金額（1円未満切捨て）とする。</p>	<p>(3) 取得報酬 本投資法人が不動産関連資産等^等を取得した場合、その取得価格の1.0%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額に相当する金額（1円未満切捨て）。ただし、本投資法人が、資産運用会社の投信法に定める利害関係人等、又は資産運用会社の利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等から取得した場合においては、その取得価格の0.5%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。また、本投資法人が行う合併における不動産関連資産^等の承継については、その取得価格の0.5%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額に相当する金額（1円未満切捨て）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合において、その譲渡価格（売買の場合は当該売買に関する契約書に記載された当該不動産関連資産の譲渡の対価の金額、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産の評価額をそれぞれ意味する。ただし、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の0.5%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）。ただし、本投資法人が、資産運用会社の投信法に定める利害関係人等、又は資産運用会社の利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等に対して譲渡した場合においては、その譲渡価格の0.25%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。</p> <p>(5) 報酬の支払時期 （記載省略）</p>	<p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が不動産関連資産等を譲渡した場合において、その譲渡価格（売買の場合は当該売買に関する契約書に記載された当該不動産関連資産等の譲渡の対価の金額、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産等の評価額をそれぞれ意味する。ただし、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の0.5%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）。ただし、本投資法人が、資産運用会社の投信法に定める利害関係人等、又は資産運用会社の利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等に対して譲渡した場合においては、その譲渡価格の0.25%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）とする。</p> <p>(5) 報酬の支払時期 （現行のとおり）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員峯村悠吾から、任期調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありました。つきましては、平成30年1月10日付で新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第17条第2項第一文但書を適用し、選任される平成30年1月10日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

また、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当、並びに重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
みねむらゆうご 峯村悠吾 (昭和52年6月28日)	<p>平成12年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>平成17年2月 みずほ証券株式会社入社</p> <p>平成20年3月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社）入社</p> <p>平成22年8月 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社</p> <p>平成28年3月 インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク入社</p> <p>平成28年4月 同社、インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人担当ファンドマネージャー（現任）</p> <p>平成29年1月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人執行役員就任（現任）</p>	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクの本投資法人担当ファンドマネージャーです。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人規約第17条第2項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第17条第2項第一文但書の規定が適用されます。

なお、本議案の補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が終了する時までとなります。

また、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
つじ やす ゆき 辻 泰 幸 (昭和43年1月16日)	平成2年4月	株式会社リクルートコスモス(現 株式会社コスモスイニシア)入社	0口
	平成4年10月	株式会社総研入社	
	平成10年2月	株式会社谷澤総合鑑定所入所	
	平成12年7月	レンドリースジャパン株式会社入社	
	平成15年10月	AIGグローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク(現 インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク、平成23年2月商号変更)入社	
	平成25年10月	同社、取締役(現任)	
	平成25年12月	同社、日本における代表者(現任)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクの日本における代表者です。その他には、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員3名選任の件

本投資法人の監督役員川崎英嗣から、新執行役員及び新監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありました。また、本投資法人の監督役員下門敬史から、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありました。加えて、執行役員に対する監督機能をより一層強化するため、本投資法人の監督役員の員数を1名増員することといたす存じます。

つきましては、平成30年1月10日付で新たに監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項第一文但書を適用し、選任される平成30年1月10日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
1	川崎英嗣 (昭和25年10月1日)	昭和49年4月 平成2年9月 平成20年1月 平成21年12月 平成26年2月	株式会社東京相和銀行入行 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店(現 メットライフ生命保険株式会社)入社 同社、執行役員 資産運用本部長兼CIO就任 アリコアセットマネジメント株式会社代表取締役就任 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人監督役員就任(現任)	0口
2	戸田裕典 (昭和58年5月28日)	平成22年1月 平成24年2月 平成26年2月 平成26年9月 平成28年4月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構出向 地域経済活性化支援機構出向 戸田綜合法律事務所開設 弁護士法人戸田綜合法律事務所設立(現任)	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
3	よし だ こう へい 吉 田 浩 平 (昭和62年3月12日)	平成22年4月 平成26年7月 平成28年4月 平成28年7月	あずさ監査法人(現 有限責任あずさ 監査法人)入所 株式会社KPMG FAS入社 吉田公認会計士事務所開設(現任) 医療法人桜樹会監事就任(現任)	0口

- ・ 上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者のうち、川崎英嗣は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

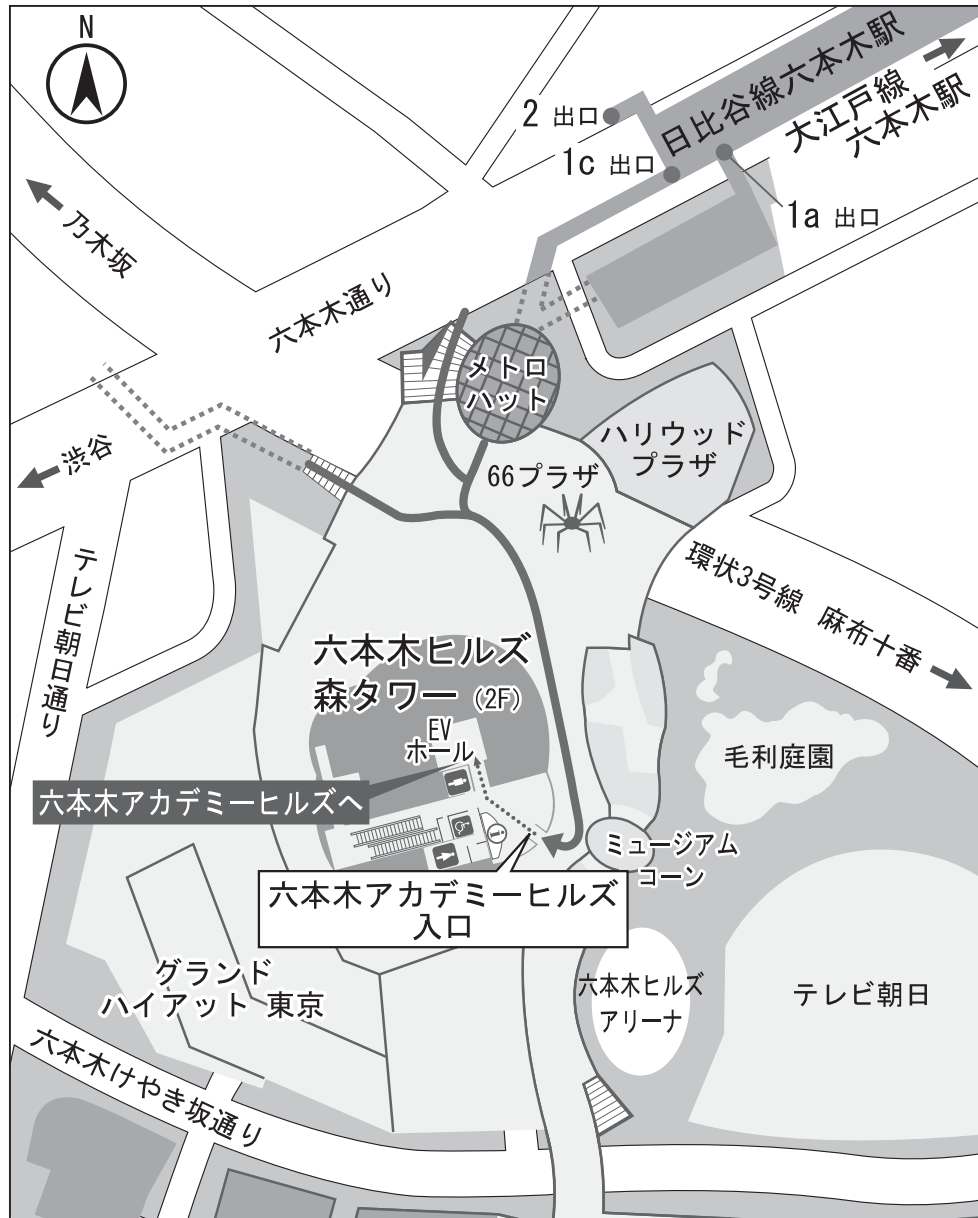
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
「六本木アカデミーヒルズ タワーホール」
TEL 03-6406-6220 (代表)

六本木ヒルズ森タワー地上2階の六本木アカデミーヒルズ入口からお入りください。



<交通のご案内>

- 東京メトロ 日比谷線六本木駅より1C出口 徒歩3分
(コンコースにて直結)
- 都営地下鉄 大江戸線六本木駅より3番出口 徒歩6分
(注) 会場最寄駅 日比谷線六本木駅

お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮ください。